平成２３年（フ）第７１号
福井市三十八社町第14号７番地
債務者　岩田昭治こと　徐　　昭治
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０号
山梨県甲府市宝１丁目14番11号
債務者　武川　　款
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
山梨県中央市布施3335番地　ハウス石原Ｄ棟206号
債務者　芦澤　一江
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
山梨県西八代郡市川三郷町大塚2014番地
債務者　土橋　健司
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
長野県松本市両島23番21―１号
債務者　山谷　　毅
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７７号
長野県松本市女鳥羽１丁目７番12号
債務者　百瀬ふき子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２０号
長野県飯田市追手町１丁目36番地１　追手町ビル301号
債務者　藤本　知自
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１４号
岐阜県下呂市小川191番地
債務者　今井　克哲
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
名古屋市港区名四町49番地　桔梗ビル203号
債務者　高取　梨江（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６２号
愛知県あま市坂牧西之宮31番地　横井荘102、住民票上の住所名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟７―14号
債務者　近藤　貞子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１号
愛知県幡豆郡一色町大字坂田新田字小家前38番地
債務者　伊藤　美子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
三重県四日市市赤堀１丁目６番23号　ニュースパークル３Ｊ
債務者　宇高　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
三重県四日市市山手町3289番地５
債務者　堀　　武彦
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
三重県四日市市山手町3289番地５
債務者　堀　　まり
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
三重県三重郡菰野町大字杉谷1473番地
債務者　西尾まゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
三重県桑名市大字東方3119番地　尾弓田ハイツ102号
債務者　後藤　健司
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６号
三重県熊野市神川町神上1083番地、前住所大阪府堺市東区野尻町534番地１
債務者　本多　東治
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所熊野支部